



**問3**

あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などの業種について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。（問2で「4」を選んだ方は、その仕事の業種について当てはまるものを選んでください。）

1. 農林水産業
2. 鉱業、採石業、砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業（鉄道会社、倉庫会社、飛行場、貨物運送業者など）
8. 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、商社、ガソリンスタンドなど）
9. 金融・保険業（銀行、ゆうちょ銀行、生命保険会社、かんぽ生命保険など）
10. 不動産業、物品賃貸業（不動産賃貸会社、マンション管理会社、リース会社など）
11. 学術研究、専門・技術サービス業
12. 飲食店・宿泊業
13. 生活関連サービス業、娯楽業
14. 教育・学習支援業（図書館、博物館、美術館、動物園、各種学校など）
15. 医療・福祉
16. 複合サービス事業
17. 職業紹介・労働者派遣業（職業紹介業、派遣会社など）
18. その他の対事業所サービス業
19. 修理業（自動車整備関係など）
20. 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、清掃事業所など）
21. 政治・経済・文化団体
22. その他のサービス業
23. 公務

(問3の回答にあたって)

○ サービス関連事業は以下のとおり分類されます。

・「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

学術・開発研究機関、法律事務所、公認会計士事務所、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、通訳業、広告業、獣医業、土木建築サービス業など

・「13. 生活関連サービス業、娯楽業」

洗濯業、美容業、浴場業、旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、劇場、スポーツ施設提供業、遊園地、遊戯場など

・「16. 複合サービス事業」

協同組合（農協、漁協など）など

・「18. その他の対事業所サービス業」

速記・ワープロ入力・複写業、ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業など

・「22. その他のサービス業」

宗教、集会場（県民会館、文化会館など）、外国公務（大使館、領事館など）など

○ 「23. 公務」には国家公務（国会、裁判所、中央官庁、その地方支分部局など）や地方公務（県議会、都道府県庁、市区役所、町村役場、教育委員会など）が分類され、官公署の部局はその事業内容で分類されます。

【例】 森林管理署 → 「1. 農林水産業」  
水道局 → 「5. 電気・ガス・熱供給・水道業」  
交通局 → 「7. 運輸業、郵便業」  
日本銀行 → 「9. 金融・保険業」  
国立印刷局 → 「4. 製造業」

○ 郵便局に勤務している方は、勤務先の郵便局が行っている業務に応じて、事業の種類を選択してください。

【例】 郵便業務のみを行っている郵便局 → 「7. 運輸業、郵便業」  
郵便業務や銀行窓口業務など複数のサービスの提供を行っている郵便局 → 「16. 複合サービス事業」

○ 勤務している会社に、複数の事業所がある場合は、実際に勤務している事業所の事業の種類を選択してください。

【例】 本社 → 「4. 製造業」  
第2工場 → 「4. 製造業」  
物流センター → 「7. 運輸業、郵便業」  
営業所（製品の販売） → 「8. 卸売・小売業」  
研究所 → 「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

**問4**

あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などについて、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

1. 法人
2. 法人でない（個人事業所）
3. 国・地方公共団体
4. その他

**問5**

あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）などの従業員の規模について、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 1～4人       | 2. 5～29人    |
| 3. 30～99人     | 4. 100～299人 |
| 5. 300～499人   | 6. 500～999人 |
| 7. 1000～4999人 | 8. 5000人以上  |
| 9. その他        |             |

次の問6～問10は、問2で「3」を選択した方（会社員または公務員等）にお伺いする質問です。《複数の事業所に勤務している方は、主な勤務先における状況についてお答えください。》

◎ 問2で「3」以外を選択した方は、問1.1へお進みください。

**問6**

1か月あたりの労働日数、1週間あたりの労働時間はおよそどれくらいですか。それぞれおおむねの日数、時間について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

(1) 1か月あたりの労働日数

- |         |          |           |           |          |
|---------|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 5日以下 | 2. 6～10日 | 3. 11～15日 | 4. 16～20日 | 5. 21日以上 |
|---------|----------|-----------|-----------|----------|

(2) 1週間あたりの労働時間

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 10時間未満    | 2. 10～15時間未満 | 3. 15～20時間未満 |
| 4. 20～25時間未満 | 5. 25～30時間未満 | 6. 30～35時間未満 |
| 7. 35～40時間未満 | 8. 40時間以上    |              |

**問7**

あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣先の事業所）での呼称について、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1. 正社員・従業員       | 2. パート・アルバイト |
| 3. 労働者派遣事業所の派遣社員 | 4. 契約社員・嘱託   |
| 5. その他           |              |





問 1 1

あなたの公的年金への加入状況として、当てはまるものを次の中から**1つだけ**選んでください。**(加入状況については、前ページを参考にしてください)**

【20歳未満の方】次の1～3の中から選んでください。

1. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
2. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
3. 公的年金の被保険者ではない

【20歳以上60歳未満の方】次の11～17の中から選んでください。

11. 国民年金に加入している第1号被保険者である
12. 国民年金の任意加入被保険者である
13. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
14. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
15. 配偶者が厚生年金に加入している第3号被保険者である
16. 配偶者が共済組合に加入している第3号被保険者である
17. 公的年金の被保険者ではない

「17」を選んだ方にお伺いします。

問 11-1 公的年金に加入していない状況として当てはまるものを選んでください。

1. 国民年金第1号被保険者の届出をしていない
2. 国民年金第3号被保険者の届出をしていない
3. その他

【60歳以上の方】次の21～24の中から選んでください

21. 国民年金の任意加入被保険者である
22. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
23. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
24. 公的年金の被保険者ではない

注：65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者で厚生年金に加入している方は「22」を、共済組合に加入している方は「23」を選択してください。

「24」を選んだ方にお伺いします。

問 11-2 公的年金に加入していない方について、当てはまるものを選んでください。

1. 公的年金（恩給を含む）を受給している
2. 公的年金の受給開始年齢を待っている
3. 公的年金を受給する権利はあるが、受給の繰下げをするので、まだ受給していない
4. 公的年金（恩給を含む）を受給できる年数を満たしていない

次の問12から問13は、問11で「17」を選択した方（20歳以上60歳未満で公的年金の被保険者でない方）にお伺いする質問です。

◎ 問11で「17」以外を選択した方は、問14へお進みください。

**問12** 公的年金に加入していない理由を次の中から**1つだけ**選んでください。

1. 既に老齢（退職）年金（恩給を含む）を受ける権利があるから
2. 加入の届出をする必要はないと思っていたから
3. 忙しくて届け出る暇がなかったから
4. うっかり届出を忘れていたから
5. 制度の仕組みを知らなかったから
6. 加入したくないから
7. その他

「6」を選んだ方にお伺いします。

**問12-1** 公的年金に加入したくない理由について、最も当てはまるものには◎（1つのみ）を、その他に当てはまるものがあれば○（2つまで）をつけてください。

1. 保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから
2. 納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから
3. 公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから
4. これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから
5. もらえる年金額がわからないから
6. 年金制度の将来が不安だから
7. 納めた保険料がどのように使われているのかよくわからないから
8. 自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから
9. その他

次の問13は、問12で「2」～「7」を選んだ方にお伺いします。

**問13** 今後、公的年金に加入する意思はありますか。

1. 加入する意思がある
2. 加入する意思はない

～～～ 生命保険・個人年金への加入状況についてお伺いします ～～～

問 1 4	あなたは生命保険または個人年金に加入していますか。当てはまるものを選んでください。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命保険にのみ加入</li> <li>2. 個人年金にのみ加入</li> <li>3. 生命保険、個人年金の両方に加入</li> <li>4. どちらにも加入していない</li> </ol>	

～～～ 老後の生活設計についてお伺いします ～～～

問 1 5	老後（おおむね65歳以降の生活）を過ごすためにどのような収入を考えていますか。（65歳以上の方は、今現在どのような収入がありますか。）最も主要なものには◎（1つのみ）、その他に主要なものがあれば○（2つまで）をつけてください。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）</li> <li>2. 貯蓄・退職金の取り崩し</li> <li>3. 資産の運用（株式投資・アパート経営等）</li> <li>4. 個人年金（民間保険会社・かんぽ生命保険等）</li> <li>5. 企業年金（厚生年金基金、企業年金基金等）</li> <li>6. 国民年金基金・個人型の確定拠出年金</li> <li>7. 自分で働く</li> <li>8. 配偶者や子供に期待</li> <li>9. 生活保護</li> <li>10. 考えていない</li> <li>11. その他</li> </ol>	

～～～ 年金制度についてお伺いします ～～～

問 1 6	20歳以上60歳未満の国民は公的年金に加入し、保険料を納付しなければならない（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）ことをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知っていた</li> <li>2. 知らなかった</li> </ol>	

問 1 7	国民年金では、経済的に保険料を納めることが困難な場合は、市区町村の窓口に申請することにより、保険料の全部又は一部が免除される仕組みがあることをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知っていた</li> <li>2. 知らなかった</li> </ol>	

問 1 8	公的年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときにもらえる障害年金があることをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知っていた</li> <li>2. 知らなかった</li> </ol>	



**問 2 5**

国民年金に加入する義務がありながら、加入手続きをしない人に対する国の対策についてどう思いますか。あなたの考えに最も当てはまるものに◎ (1つのみ) を、その他に当てはまるものがあれば○ (1つまで) をつけてください。

1. 国民年金の制度の意義・役割や有利な点について分かりやすく広報し、自主的な届出を促すべき
2. 転業、転職時など加入手続きが必要なときは、個人にお知らせし加入勧奨するまでの期間を短縮するなど、加入への働きかけをもっと早く行うべき
3. 加入していない人は強制加入させ、保険料を徴収すべき
4. 加入していない人からは、罰金をとるなどのペナルティーを課すべき
5. 加入していない人の年金額は減額されるので、加入しない者がいても仕方がない
6. その他

**問 2 6**

国民年金に加入しながら、保険料を納めない人（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）に対する国の対策についてどう思いますか。あなたの考えに最も当てはまるものには◎ (1つのみ) を、その他に当てはまるものがあれば○ (1つまで) をつけてください。

1. 国民年金の制度の意義・役割や有利な点について分かりやすく広報し、納付を促すべき
2. 経済的に保険料を納めることが困難な場合は、保険料が免除される制度があることをもっと周知すべき
3. 保険料を納めない人に対しては、もっと早く強制徴収（財産差押え）を行うべき
4. 保険料を納めない人は、税の軽減措置（生命保険料控除）の対象外とすべき
5. 保険料を納めない人には、免許証やパスポートを発行しないなどのペナルティーを課すべき
6. 保険料を納めない人の年金額は減額されるので、納めない人がいても仕方がない
7. その他



**裏に続きます**

最後に、調査結果を統計的に分析するための基本情報をお伺いします。

(F1) あなたの性別

1. 男	2. 女
------	------

(F2) あなたの生年月日

1. 明治	2. 大正	年	月	日
3. 昭和	4. 平成			

(F3) あなたの配偶の関係

1. 配偶者と同居している。	→ 配偶者の世帯員番号	[ ]
2. 配偶者はいるが別居している。		
3. 配偶者はいない。		

この数字を記入してください  
厚生労働省

調査員記入欄

単位区 番 号	世帯 番 号	世帯員 番 号	確認欄
------------	-----------	------------	-----

配偶者の方の調査票

万全を期します。

**秘** 公的年金加入状況等調査調査票

●●調査のご協力をお願い●●

- この調査は、国民年金・厚生年金・共済年金（まとめて「公的年金」といいます）の加入状況等について、全国から無作為抽出により選ばれた世帯（約9万世帯）を対象として実施するものです。
- お答えいただいた内容は、統計資料の作成以外に使用することは法律で禁じられており、例えば保険料や税金の徴収などに使用することはありませんので、ご安心してありのままをお答えください。
- この調査は、より詳しい統計資料を作成するため、厚生労働省が既に実施した「国民生活基礎調査」の調査地区から対象世帯を選ぶ方法をとっています。したがって、繰り返しの調査のお願いとなってしまいますが、今後の年金事業の運営や年金制度の議論に必要な資料と

(F4) あなたのご氏名

ご氏名は、ご回答内容に不明な点がある場合などに確認させていただくため、念のためにご記入いただくものであり、他の目的に使用されることは絶対にありません。この調査票が厚生労働省や日本年金機構へ返送される際は、ご氏名の部分は切り離されます。

(調査員が確認後、切り離します。)

フリガナ	
氏 名	

ご協力ありがとうございました。